

# 青税連

Feb.1.2000

Zenkoku  
Aozainen



eコマース , IT革命 . . .

21世紀への準備は大丈夫ですか?

123 124

125

# CONTENTS

No.124 Feb.2000

- ◇ 日税連執行部との懇談会報告・3
- ◇ **全青秋季シンポジウム**.....7
  - たくさんのご参加ありがとうございました!!.....桐谷美千子.....7
  - 秋季シンポジウム参戦記.....長坂恵子.....8
    - 「柳ヶ瀬ブルース」.....高須千佳.....8
    - 秋季シンポジウムに参加して.....西浦正和.....9
    - 今年の秋季シンポは暑くなったり、サムくなったり・狩場隆則.....10
    - 「規制崩壊」で感じたこと.....藤巻一仁.....11
    - 未来の国からやってきた僕.....小関剛史.....12
- ◇ **規制緩和と納税者の代理人**.....芥川靖彦.....13
- ◇ 規制改革委員会の「業務独占資格  
制度調査票」作成に関する要望書...15
- ◇ 規制改革委員会との懇会.....15
- ◇ **安・近・簡** 神戸でポン!.....毛利恵行.....20



# 日税連執行部との懇談会報告

## 日税連担当委員長 橋本和枝

日本税理士会連合会の執行部と全国青年税理士連盟役員との懇談会が、平成11年11月12日に港区芝パークホテルにおいて開催された。当日の出席者は次のとおりである。

### 日本税理士会連合会

会長	森 金次郎
副会長	久原 久
副会長	平山 玲晃
副会長	狩野 七郎
専務理事	池田 隼啓
専務理事	山川 巽
専務理事	久野 峯一
総務部長	徳重 寛之

### 全国青年税理士連盟

会長	富田 光彦(東京)
日税連担当委員長	橋本 和枝(東京)
税理士法改正対策本部長	畠山 譲治(近畿)
日税連担当委員(前会長)	麻木 義弘(近畿)
日税連担当委員	芥川 靖彦(東京)
日税連担当委員	徳永喜与志(東京)
日税連担当委員	織戸 英信(近畿)
日税連担当委員	加知 隆行(名古屋)
日税連担当委員	増田 和明(神奈川)
日税連担当委員	荒井 高宏(神奈川)
日税連担当委員	栗原 靖治(埼玉)
日税連担当委員	増田 勝彦(千葉)
法対策部長	徳田 匡泰(東京)
広報部長	中村新太郎(千葉)
総務部長	倉林 俊男(東京)

日税連との懇談会も今回で3回目となり、全青税の主張は要望書などで理解されていると思われるので、テーマを税理士法改正問題及び規制改革・緩和問題とし、いくつかの項目に絞って質問することとした。

懇談会の内容要旨は次のとおりである。

### 森日税連会長挨拶

全青からの懇談会開催の申し込みに喜んで応じた。時代の流れが非常に速い、このような時期に全青と

日税連との懇談は、意義深いと考えている。税理士法改正、規制改革という大きな問題に取り組んでいるので、日税連に対し、ご理解、ご支援をいただきたい。税理士界64,000人の力は、大きな力ではあるが、税理士法改正問題では、割れたら駄目だといわれている。業界一致して難関に当たってきたい。

### 富田全青会長挨拶

我々の懇談会開催の申し込みに、快く応じていただきありがとうございます。税理士法改正、規制緩和の状況についての認識は、日税連も全青もほぼ同じであると思っている。11月9日に行われた規制改革委員会『公開討論会』を傍聴してみて、弁護士の業務独占に相對する陣営に、税理士会も取り込まれたように感じた。逆に税理士がそのような立場に立たされたら、どのようなことになるか、危機感を抱いた。21世紀に向かって、青年税理士がどう業務を行っていくべきか、謙虚に考えなければと思う。この懇談会でよい智恵が得られたらと、感じている。

### 資格取得制度見直しについて

畠山対策本部長：日税連としては、マスター免除について「廃止を含めて検討すべきである」と、規制改革委員会に対して意見を述べたことは、大いに評価するが、タタキ台21項目の審議状況報告(平成8年12月)では、従来の修士号を博士号取得へランクアップさせている。これは勝算があるのか、ダブルマスター廃止、シングルマスター容認の方が現実的ではないか。

森会長：税理士法改正に関しては、今日も池田専務理事が国税庁との勉強会に出席しているため、この席には遅参するが、21項目については既に終了して、論点整理メモの残りの分についても12月末ぐらいには出せるように整理をしている。ダブルマスターの件は相手のあることであり、学校経営上は残したいというだろうし、一寸解らない。当面、自民党税制改正大綱へ、税理士法改正について、一歩踏み込んだ表現で入れてもらおうと、行政・議連・日税連で協力して具体的な運動を行っていく。ダブルマスターは、日税連も国税庁も一応廃止の方向で



考えてはいるが、関連省庁（文部省の意）の反対があれば困難なこととなる。なんとか交渉をしていきたいと考えている。

畠山対策本部長：今回の法改正に本当に入ってくるのか、大変心配である。将来の制度として、ダブルマスターのような抜け道がない制度が望ましい。

森会長：まったく同感である。弁護士に聞いてみても、司法試験一元などは、今では実現不可能であり、戦後の混乱の中でこそ出来た制度とっている。

畠山対策本部長：シングルマスターを是とすることは、逆に学位の一部否定に繋がるとの意見もあるようだが、単純に資格取得時の選択肢と規定すれば良いのではないか。

平山副会長：結局、税理士法8条の規定をいじくらなければならぬので、考え方としては、間違いはないと思うが、目的と手段が逆転しているのが、現状ではないかとも思う。大学の経営にも係わる問題で、難しい問題である。何人も、今のままで良いとは考えていないと思うが、現実の問題としては、難しい。

麻木前会長：この問題は大学院改革が先行しているので、ますます大きな問題となる。また、修士の研究テーマの範囲が広すぎるという観点から、財政学、法律学、商学等の範囲を精査しなければならないのではないか。

森会長：それもそうだが、そもそも簿記・会計を免除することに問題がある。大学院における会計学といっても、具体的に簿記・会計をやっていないと聞いている。

平山副会長：ロースクール構想の問題がどのように関わって来るのかも問題と思う。資格制度の欠陥を明らかにすることで、ロースクール構想についても影響を与えられるよう活動していきたい。

徳田法対策部長：規制改革委員会は論点公開で「試験が免除される業務と、免除科目との関係を精査する必要がある」と指摘した。これに対し日税連では「試験免除の基礎となる経験年数の算定方式や免除科目の合理性を検討すべき」と意見表明しています。現状の23年間の実務経験で会計学まで免除されること、また、地方税の実務経験で国税科目までが免

除されることについてどう考えますか。

森会長：行政経験者の問題は国税庁との勉強会でも論議されている。国税庁内部でも論議されているようで制度に隘路がある。それが資格取得制度と考えられる。税理士会一枚岩の観点からも難しい問題であるとはいえ、今度はなんとか改善したいと考えている。すべてとはいかないが少しでも良いものを次の時代に引き継ぎたい。平成13年あるいは14年の改正になるのか分からないが、出廷陳述権についても、司法制度改革審議会待ちではだめだと考えている。

富田会長：12月14日予定の規制改革委員会第2次見解を受けて、3月閣議決定となれば税理士法改正に影響があると思うか。

森会長：そのように受け取っている。

平山副会長：資格制度の入口の広さが問題となっている。55年改正で強制入会に改正されたが、試験科目に税理士法を加え、全ての者にこれを受験させる案もあったが、労働政策の面から実現しなかった経緯もある。共通なものがなにもないということが問題である。強制入会とはなっているが、この面から会独自の方法も考えられるのではと個人的に感じている。

増田千葉青税会長：タタキ台21項目の審議状況報告で税務職員に対する会計学免除の検討が削除され従事期間の5年間延長に留まっているが、何故なのか。税務職員側もこのままでは済まないと感じ取っているようだが、経過措置ではいかがか。

森会長：国税労組も強いから、大人の配慮かとも思う。なんらかの科目の受験は弁護士、公認会計士、行政経験者に対して求めて行きたい。

荒井委員：日税連の公表している「税理士名簿登録者数」では、学位免除者と行政事務経験者とが共に試験免除者として表示されている。なぜ分けて表示しないのか。

森会長：免除該当としか登録部長が回答しないのだが。分けて発表するよう検討してみましょう。

加知名古屋青税会長：行政経験者が多くの情報を抱えたまま退職して、即登録することに問題はないか。



久原副会長：公務員法には退職後の守秘義務が書かれている。

麻木前会長：天下り問題、大口脱税などOBが情報を利用していると考えられる。

#### 出廷陳述権について

芥川東京青税会長：日税連は11月9日の規制改革委員会の公開討論会において、税務訴訟における出廷陳述権を求め、訴訟代理権まで求めているのはどのような配慮なのか。また、国税庁は税理士の公正な立場の観点から出廷陳述権に消極的と聞いているがどう思うか。

森会長：税理士法第1条を踏まえての出廷陳述権なら問題ないと考えられる。適正な納税義務の実現を前面に出して求めて行くなれば獲得可能と考える。訴訟代理権については現実的には困難、まして税務訴訟限定代理は考えにくい。

平山副会長：税務代理の延長線上で考えると独立公正な立場と出廷陳述権は矛盾しないと思う。出廷陳述権は委任状を受けた者の責任をまっとうするためのものと考えられる。

森会長：税理士には監督官庁があり、弁護士にはない。それゆえ代理がまっとうできないのではないかと指摘を受けている。

芥川東京青税会長：ロースクール構想などの話題を聞いていると、弁護士が増えていくことになる。住み分けは可能であろうか。

森会長：弁護士は事件の世界。外国弁護士には事件は難しい。外国弁護士が入ってきたら外国弁護士、外国公認会計士が税務に入ってくるかも知れない。法人問題は、本当に必要なのか、国民の利便性の観点から何が求められているのか。21項目もその点からはほとんど関係がない。個人的には出廷陳述権と法人制度が少々関係あるかもしれないと思っている。青税の皆さんに法人の議論をやって欲しい。納税者のためという観点からの税理士法改正の目玉は何にするのか考えて欲しい。

富田会長：規制改革委員会が国税庁にヒヤリングを行った際、国税庁からは税理士法改正について第1条の範囲内での改正であり出廷陳述権は好ましく

ないとの発言があったようだ。最近の大武次長の発言などから心配している。

森会長：私も大武さんと一度話を詰めてみようと考えている。論点整理メモが出たら21項目を改正するものしないもの、会則・規則で対応するものなどに分類をする。行政との意見の一致については、自信もある。

#### 強制入会见直しについて

中村広報部長：規制改革委員会から強制入会について論点が公開されているが、一般国民に対する合理的な、明確な理由としてどのようなことが言えるのか。

平山副会長：強制入会については、競争をさせ、価格を下げる目的から言っている訳である。税理士会の間口は広い、受験はフリー、人数は6万4千人。国民の利便性から見ても強制入会を維持することに問題はない。

狩野副会長：税理士法第1条の解釈が異なる。公共性の面から、野放しにはできないことはわかるはずである。このことは行政とも一致している。規制改革委員会にも充分説明したが、理解が浅いように思う。原則として一国税局一税理士会制度で、すっきりしており維持していきたい。

平山副会長：科目試験制度であるので、門戸が広く、報酬の高止まりのことも、最高限度額を規定しているだけなので、これらの点も主張できる。

森会長：12月の第2次見解から3月の閣議決定の間に、省庁との折衝もあるのでそう心配してはいない。

増田全青副会長：東京の弁護士会のような複数税理士会という考え方はどうか。第1条の公共性の点からどのように構築すべきかも検討しなければならないのではないか。

平山副会長：強制入会であるなら懲戒権を持つべきという指摘は考える必要がある。大蔵省と日税連の2本立てという考え方もある。

麻木前会長：同感である。税理士の公共性確保のためにも、行政の監督権の緩和が必要である。



### 法人制度について

織戸近畿青税代表幹事：日税連としては法人制度についてどう対応していくのか。規制改革委員会へも意見を出していないが。

森会長：タタキ台21項目の中に入っているが、国民の利便性の観点からきっちり議論をすべきと考える。寡占などの批判は除いて、原理原則から議論して欲しい。

平山副会長：規制改革委員会側は資本参加を考えている。税理士を雇用して業務を行うことを考えているようだが、資格の問題は一身専属である。非税理士との提携も禁じているので、法人化に際して一身専属を維持しつつ、議論しなければならない。

森会長：一人法人、事業承継などは枝葉であって、原理原則から国民のための法人化を考えなければならない。

平山副会長：監査法人の例を見てみると、独立性の維持が困難であることが分かる。この現実を見過ごしてはならない。

### その他

富田会長：特設会場派遣税理士の問題で、公取委の聴取を受け、委員会の指摘を踏まえての改正を行うことになるのかと思うが、早急に改正するのか、結論が出てから改正するのか。この問題以外についても総点検をしなければならないと考えるが。

山川専務理事：数年前にも東海会で同様の指摘を受けており、今回東京会で聴取を受けたので、勧告が出る前に東京会で対応し、それを日税連へという判断をしている。相談会場は事務所ではないと考えられるので問題であり、基本要綱の見直しを東京会から日税連へ具申する。

### 電子申告について

倉林総務部長：電子申告に関して、電子化されたデータを単に送信するだけの行為は、税理士業務に該当しないとも考えられるが、国税庁では本人によって作成された申告書類のデータを、電子化することは税理士業務に該当しない、つまり税務書類の作成には該当しないと考えていると聞いた。この点をどう考えるか。

徳重専務理事：この件は本日の日税連役員会で話題となった問題で、日税連としては税理士業務に該当すると考えている。

倉林総務部長：もし税理士業務に該当しないこととされると、現実の現場ではにせ税理士行為が横行することとなるので、そのようなことにならぬよう対応願いたい。

徳重専務理事：充分承知している。

### まとめとして

森会長：日税連としては規制改革委員会に対し、しかるべく意見を示して行く。税理士法改正については論点整理メモを公表し、4分類くらいに分け早急に詰めて行きたい。政治日程とも関連し、選挙もあるが、連合会一枚岩でいかないとすべてが没となる。会の中で反対勢力があっては成立しない。また、任期中に電子申告についても軌道は引いておきたい。

平山副会長：選挙は絶好の機会であり、税理士会の考え方を反映させたい。

(文責：倉林俊男)

# 全青秋季シンポジウム

## かずさアカデミアセンター

たくさんのご参加ありがとうございました！！

—秋季シンポジウム'99—

実行委員長 桐谷美千子

明けましておめでとうございます。

昨年の11月14日に行われました秋季シンポジウムでは、たくさんの会員の皆様にご参加下さいまして、本当にありがとうございました。各单位会共研修に研修を重ねた大変すばらしい発表でした。今回の発表の様子はビデオ撮影しておりますので、残念ながらご参加されなかった皆様も是非ご覧下さい。さて当日の様子をちょっとだけお話しします。最初は東京青税、じっくりと一言一言噛み締めるよう。次は岐阜青税、可愛いうさぎちゃんにホール清掃のおばちゃんも大喜びでした。そして一人一人に語りかけてくれたのが埼玉青税と近畿青税でした。会場には事務所の職員さん達も来ていたのですが、自分たちが合格しても仕事が・・・などと心配している声が聞こえ始めたのもこの頃です。そして、ドラマ仕立ての神奈川青税と名古屋青税、ちょっとエッチな場面もあったりして、会場が笑いの渦に巻き込まれていました。各单位会の発表担当の方は、本当に大変な1年間だったと思います。ありがとうございました。

発表の後は、お待ちかねの懇親会です。私達の心配は唯一、会員の皆様がお腹を空かして帰る事が無



いようたっぷり食べていただけるかということだけでした。皆様いかがだったでしょうか？ローストビーフは？そして次回の総会開催地近畿青税のアピールタイムもありました。麻木前会長の背中に書かれた500名という動員数字に冷や汗を流したのは、私だけではないと思います。会場はコンサートのようなノリノリの雰囲気にも包まれて一気に中締めへと進みました。

帰りのバスに手を振りながら「ああ、本当にシンポジウムは終わったのだなあ」としみじみ思いました。実を言うと、今回の私は何をやったでもないのです。増田千葉青税会長と織本・稲田会員を中心とする千葉の実行委員の皆さんが、まるで兄弟姉妹のように、息を合わせ力を合わせ、この一日を作り上げてくれました。そして動員は諸先輩方が、細かい手配は各单位会の発表担当者、お世話係さんが行ってくれました。加えて千葉青税の復活といわれる神戸シンポの北村実行委員長からシンポマニュアルを伝授いただきました。こういったたくさんの皆様からの協力の御陰で、千葉でのシンポジウムを終了することができました。最後にもう一度、心から御礼申し上げます。ありがとうございました。



# 秋季シンポジウム参戦記

副題：わたしは桐〇さんのおかげでひどい目に遭った

東京青税 長坂 恵子

私は、東京青税の準会員の一人である。青税のためにできることは、遅滞なく会費を納めることと、各種研修会では出席者の頭数となること（研修内容の理解力はともかく）、と心得ている。ただし、最近では後者の方が若干あぶなくなっているが。

今回の東京青税の発表のために指名を受けたのは、99年秋季シンポジウムの半年ほど前、5月下旬のこと。人数は、論文作成のみとなった現在の研究部長を含めて4名。依頼の主は、当時の研究部長でお願い上手なT先生（人徳のなせる技か？）であった。そして、このときから、発表に向けての悪戦苦闘の日々が始まった。規制緩和（?!）、高い公共性（!）、無償独占（???・・・?）等々、聞き慣れない事ばかり。それでも、どうにか原稿を仕上げる事ができたのは、いただいた数々の資料、また指導役の諸先生方につけてもらった知恵のおかげである。

当日の発表には、さらにK先生、A先生が加わる。お二人とも場馴れしているだけあって、さすがに上手い。他の人達も。同じ壇上にいながら感心する。私はといえば、先走った口調になってしまい、なかなか真似できない。任務を終えて、他の単位青税の発表を見せてもらう。寸劇で、なかなか芸達者な人が。税理士にさせておくのは惜しいかも。

こういうイベントは、準備に相当の時間をさかなければならず、しかし本番はあっという間に終わるもの。今回、開催にあたられた千葉青税、並びに各単位青税のシンポジウム担当者の皆様、お忙しい中、本当にご苦労さまでした。また、発表までの約半年にわたり、いろいろなアイデアや、資料の提供、また、原稿の作成でご指導いただくなどお世話になった池部悦子先生、倉林俊男先生、斎藤修先生、そして今回の発表の総指揮をとられた徳田匡泰先生に、改めてお礼を申し上げます。



## 「柳ヶ瀬ブルース」

岐阜青税 高須 千佳

日ごとに寒さが増していく11月下旬、某夜、降ったりやんだりの雨の中、柳ヶ瀬の片隅、ピアノの生演奏が流れる居酒屋に、どこからともなく集う男そして女…。

そこでは、心暖まる、そしてちょっぴりキュートでウィットな会話が繰り広げられていた…。「どうなることかと思っていましたが、いい発表が出来てよかったです。」  
「レジュメもすばらしいものが出来ましたしね。」

「うさぎちゃんもいい思い出です。」  
「しかし観客が少なかったのが残念でした。懇親会の時のあの人数はどこにいたんでしょうね。」  
「会場が広がったからそう感じたのでしょうか。いろんな人から岐阜の発表はよかったって言ってもらいましたよ。」  
「夜遅くまで頑張った甲斐がありましたね。」  
「演出もよかったし、何といてもテーマ曲が素晴らしかった。」





「先生の教え方も分かりやすかったし、パワーポイントもよかったですよね。」

「シンポジウムでWTO/GATSについて発表して、規制緩和について前よりずっと身近なものとして関心が持てるようになれました。」

「シンポジウムの発表に参加してよかったでしょ？」

「さて次回の発表者はどうしましょうか…」

こうして男と女は語り続け、今宵も柳ヶ瀬の夜は更けていくのでした。

## 秋季シンポジウムに参加して

埼玉青税 西浦正和

11月14日、快晴。私は秋季シンポジウムに参加するため、集合場所の旧都庁跡に向かった。秋季シンポに参加するのは一昨年の神戸以来2度目で、どちらも発表者である。今年のメインテーマの「規制崩壊」は、現在の税理士業界における最大の問題であり、やりがいはあった。しかし、我が業界を超えた大きなテーマであり、変化が速く、参考書もあまり出版されていないなど困難なこともあった。

ほぼ定刻にバスは出発した。途中、レインボーブリッジを渡るのは私は2回目、フジテレビの新社屋とゆりかもめを見るのは初めて、そして東京湾アクアラインを通るのも初めてである。私のような会員も多いであろうから、このバスの送迎と参加費が5,000円であったのは千葉青税のヒットである。会場のかずさアカデミアホールは、広大なパーク内にあり、DNA研究所を造らせる見返りに多額の補助金をもらい千葉県が建てた新しく美しい建物である。座席は総皮貼りであるが、その素晴らしい座席のため居眠りをする者が一昨年より目立った。

私が見た各单位会の発表の中では、岐阜青税が秀逸であった。教室における授業形式の寸劇(寸劇形式の講義かも)であったので発表の内容もあった。



プロジェクターも有効に使われていた。脚本と練習が良かったとみえ、予定時間の35分間で終えた。岐阜のラッキーな点は「WTO・GATSの存在とその影響」というテーマは資料が入手しやすく、また「規制改革に関する論点公開」(規制改革委員会、平成11年7月30日)と比較的無関係であったことである。そして、私のアンラッキーは、岐阜の次が埼玉の「総合的法律・経済関係事務所」だったためこの発表を控室のテレビでしか観られなかったことである。埼玉青税では、浦和例会川口研究会及びパソコンクラブが、それぞれ毎月開催されている。この内、川口研究会は小人数(しか集まらないので)によるぜ



ミ形式で活動しているが、普段は川口の鋳物業界のように零細化している。ところが、シンポジウムの発表を、「レジメ作成中心、その読み上げ・解説形式」で行う場合、この小人数によるゼミ形式が都合がよいのである。そして、少子・高齢化した川口研究会の中では出席率の良い若手である私は必然的に発表者となるのである。

埼玉の発表の前に裏方から「何か注文は」と聞かれ、「レジメが読みやすいように舞台をなるべく明るくしてくれ」と答えた。これが、岐阜のできなかった事である。今後も全青税が、少なくとも埼玉青税が光あふれるステージを歩み続ける事を祈念してシンポジウム参加の感想に替えさせて頂く。

## 今年の秋季シンポは熱くなったり、 サムくなったり

近畿青税 狩場隆則

今年の近畿は秋季シンポの参加に先立ち、前日13日に品川にて一泊研修会を行い、その後研修の一環としてTDLへも繰り出し（はっきり言って浮いていましたが・・・）、やや寝不足をひきずりながら当日、千葉の皆様のご用意いただきましたバスに乗り込みました。当初、木更津は遠いな～と思っていたのですがアクアラインの威力で案外早く着き、いざ着いてみれば人気のない山中に突如として出現するゴージャスな会議場！会場ホールの設備もスゴイ！といきなりの感嘆符の大安売り。そして本題のシンポジウムに入れば各单位会の工夫あふれる発表が続き、特に体を張った(?)発表を展開いただいた単位会もあり（そー言えば、み〇のも〇た氏があちこちに登場していましたが・・・）会場も大いに盛り上がったのですが、なにぶんテーマがテーマだけに事務所を立ち上げたばかりの小生にとっては、発表に熱くなったり、我が事務所の将来を考えて寒くなったりと、なんとも忙しいことこの上ない。特に、自由競争や他土業との兼ね合い、総合法律事務所

等々については今後避けて通ることのできない問題だけに、つい近畿の広報の仕事の手も止まりがちになってしまいました。

今回のテーマにもなっておりました<規制崩壊>賛否、意見はさまざまでしょうがこのシンポジウムを機に、小生も未来を見据えた事務所造りをと、そんな思いをめぐらすよい機会となりました（あっ、その前に事務所を軌道にのせなきゃ！）。そんなこんなで約4時間ほどのシンポジウムも終わり、いざ、懇親会へ。懇親会会場では普段お会いできない皆様とお会いでき、終盤には心地よい酔いも吹っ飛ぶ(?)近畿の寸劇版次期総会アピールもあり盛況のうちに閉会となりました。

千葉の皆さん本当にありがとうございました。そして次期総会は神戸開催です。会場にて寸劇をごらんいただいた方は全員ご参加いただけるとおもいますが（笑）より多くのご参加をお待ちしています。又、皆様と神戸で再会できる日をお待ちしております。ありがとうございました



## 「規制崩壊」で感じたこと

神奈川青税 藤巻一仁

今回の全青秋季シンポジウムは、千葉県木更津市にある「かずさアカデミアホール」でおこなわれた。会場はとても広く、参加者は遠方からも多く集まっていた。秋季シンポジウムに初めて参加して感じたのは、各単位青税の方々はとても研究熱心で多くの時間を費やして発表内容を作成したのだと感じました。

99秋季シンポジウムは「規制崩壊」というテーマで行われました。規制緩和という大きな問題を前にいろいろと勉強することができました。規制緩和は決して他人事ではなく自分自身に大きな影響を受ける問題だと改めて感じました。規制緩和を取り巻く関係について各青税の方々は、今までの経緯、今後の問題点等解りやすい発表で良く理解することができました。「無償独占」と「高い公共性」との関係では、税理士が行っている無償独占の歴史から税理



士制度との関係、今後の無償独占の考え方等、私自身日頃あまり深く考えた事のないことでした。特に税理士制度の沿革などレジュメではじめて知るところも多いです。WTO・GATSも名称だけは知っていてもそれが実際どういう機関でどういう内容であるかは今まであまり良く分かりませんでした。パソコンを使った映像による発表等で大変勉強になります。実際WTOと言ってもどういった機関であるか？その機関と税理士業とは接点があるのか？GATSとはなにか？等新聞、テレビ等では良く見聞きすることがあっても、それを説明することは到底できません。しかしシンポジウムのレジュメは、GATS等の解説をとっても分かりやすく解説してあります。また、発表も難しい説明ではなく理解しやすいよう解説してもらい、税理士業界にどんな影響がでてくるか、現実に変な問題であると感じました。今後税理士という職業はどうなっていくのか、考えさせられることだと思います。

今回の秋季シンポジウムは、自分自身にとって多くの勉強をすることができました。



## 未来の国からやってきた僕

名古屋青税 小関剛史

みなさん、見ていただけたでしょうか。ブルーのピッチリとした上下のスーツに身を包み、カッコイイこれまたブルーのマスクをちょいと斜めにかぶって、さっそうと登場した僕の勇姿を。そうです。未来の国からやってきたスーパー・キャット型アンド

ロイド「DORA・The・EMONⅢ型改」こそ、この僕なのです。

1999年の「のび助君」からの救いの声を聞き大急ぎで未来の世界を出発したのですが、かずさアカデミアホールに到着するまでに5時間かかってしま



いました。東名高速道路、アクアラインと突っ走ってきたのですが僕の今のタイムマシンではこれが精一杯です。早くダンボール製ではないタイムマシンがほしいと思いました。

さて、かずさアカデミアホールに到着すると、のび助君以外にも同じような悩みを持っている人がたくさんいたので驚いてしまいました。他の青税グループの発表の中には、僕らと内容や見せ方が似ていたり、登場人物がかぶっていたりというようなこともあったようなので大丈夫かと思いましたが、名青税制度担当副会長の「うちは狙いが違うから大丈夫。」の一言により安心して演技をすることができました。ちなみに演技終了後、その副会長は「狙いは大成功だった。」と言っていました。僕自身も

「かなりウケたな。」と満足しています。…ああ、いけない。いつのまにか「DORA・The・EMONⅢ型改」じゃなくなってしまっている。

まあ、なんにしても、のび助君も僕のおかげで幸せな未来を取り戻すことができよかったなと思います。でも、のび助君はよかったけど、他の税理士さんたちはどうなってしまうんだろう？僕としても全部の税理士さんを助けてあげられるわけじゃないので、皆さんは自分自身で、規制緩和に負けることなくがんばっていただきたいと思います。



## 2000年秋季シンポジウム

### テーマ：21世紀の税理士像

21世紀の税理士はどのようになっているのでしょうか。また、どのようなことをしていかなければならないのでしょうか。今年のテーマである「規制崩壊」を踏まえ、全国青年税理士連盟は、21世紀の税理士の未来に多くの事を提言し、納税者のために、そして、われわれ税理士のために、明るい未来を求めています。

〈サブテーマ〉

1. 公益的業務への提書…(内容例)外部監査人制度、公会計、税務援助成年後見人制度他
2. ドイツ税理士法にみる訴訟代理模擬裁判
3. 情報化社会への対応…(内容例)電子取引、電子会議、インターネット税務調査他
4. 電子申告への対応
5. 国際業務…(内容例)国際間取引、国際税務、あなたもドイツ、韓国で税理士業務ができる。
6. 納税者教育…(内容例)租税教育実践報告、「IRS再編成改革法」にみる納税者の権利
7. 規制緩和と税理士法改正の動向

〈日程〉2000年11月

〈場所〉東京

# 規制緩和と納税者の代理人

## 東京青税 芥川 靖彦

### ○アメリカの納税者の代理人たち

政策転換として規制緩和の進むなか、ハイエクの思想もいけれど自由競争の国、アメリカの納税者の代理人たちは今どうしているのかと気になり、突撃インタビューを試みた。取材先の対象に選んだのは好景気のアメリカの象徴シリコンバレーを後方にひかえるサンフランシスコ。報告はすべて事実にもとづいているが、多忙にかまけて取材後、資料の整理を怠っていたので多少記憶があいまいなところがあるかもしれない。

### ○ Attorney

アメリカの弁護士(Attorney)は約90万人で、カリフォルニア州には約13万人。そのうち税務関係を中心に仕事をしている弁護士が約5,000人。そして税務訴訟を専門におこなっている弁護士が約250人で、なかでも有能な弁護士は50人ぐらいとのこと。サンフランシスコのビジネス街にある税務訴訟専門弁護士事務所を訪ねた。法人に対する税金に関するのアドバイスやタックスプランニングをおこなってはいるが申告業務はまったくしていない。事務所創業30年、パートナー弁護士6名。オフィスの窓からサンフランシスコ湾とその手前に建設中のサンフランシスコジャイアンツの新球場が見える。アメリカの税務訴訟までの簡単な流れは、税務調査の後にIRSから申告を是正する提案が手紙として送られてくる。納税者が是正に承諾しない場合は異議申し立てをする。納税者の選択は2とおりで、IRSの言い分どおりとあえず追加の税金を払っておいてからディストリクトコートにて異議申し立てをする。勝訴すればすでに納めた税金が還付される。もうひとつはタックスコートでいきなり争う選択。概ね、タックスコートで訴訟をする納税者のほうが多いとのこと。弁護士はどちらのコートでも訴訟代理人になれる。また、Enrolled Agentのうち一定の試験に合格した者はタックスコートにおいて訴訟代理人になれるという。全米の税務訴訟件数はここ数年、年間約10,000件とのこと。連邦税だけでなく州税もとつあつあつしている。コンピュータの利用状況はMicrosoft Officeですべてまかなっている。リサーチについてはレクサスというリーガル専門のリサー



チを利用している。

インタビュー後の感想：全体として税務訴訟専門のAttorneyは少ない。勝訴率が低いからである。取材先の事務所の勝率は75%とのこと。報酬については以前は成功報酬でやっていたが現在はすべてタイムチャージで時間200~300\$。具体的な事案についての話もあったがここでは省略したい。歴史のある事務所なので仕事に対する自信を強く感じた。また、Enrolled AgentやC P Aと協力して仕事をしていることが興味深い。

### ○ Enrolled Agent

市の中心から少しはずれたEnrolled Agentの事務所を訪問した。Enrolled Agentは登録代理人と訳され、個人の確定申告を中心に業務をおこなっているという先入観をもっていたが、日本でいうと市井の税理士事務所そのものという印象。Enrolled Agentと2名のパートナー事務所、前事務所・創業所長から買収をしてスタートした。Attorneyが州の管轄にあるのに対してEnrolled Agentは連邦財務省の管轄にある。業務の内容は、個人・法人の税務申告のほかブックキーピング、タックスプランニング、ファイナンシャルプランニングなどで、誤解を恐れずにいえば日本の税理士の業務そのもの。使用している会計ソフトはインテュイット社のクイックブックスのプロシリーズで事務所内でLAN対応。E-file(電子申告)は不採用。リサーチは市販のCD-ROMに依存している。繰り返しになるが、Enrolled Agentは2年ごとに行われるUS Tax Court Examination(アメリカ税務法定試験)に合格すると税務訴訟においてAttorneyとまったく同じ業務を行うことができる。すなわち、Enrolled Agentにはタックスコートにおける訴訟代理権を取得する機会が与えられている。

インタビュー後の感想：一箇所のみEnrolled



LARSON TAX BUSINESS SERVICES  
"EA" OFFICE



Agentの事務所の訪問ではあるがEnrolled Agentの仕事はずいぶん日本の税理士に似ていると感じた。訪問した事務所は地域密着型であるが遠くはオーストラリアまでクライアントがいるという。税理士会の支部行事に類似しているディナーと呼ばれている月に一回会員が集り食事をしながら税法の勉強や情報交換をする会があるという。出席率は高く、毎回約90%以上の会員が参加という。アメリカの会計ソフトはクイックブックスが主流のようで、PCショップでも一番良い棚割を確保していた。アメリカのパソコンはさすがに安い。300\$400\$あたりまえ、タダというのもある。信じてもらえるかな。

#### ○ Tax Preparer

Tax Preparerは州において認定されている税務申告書作成人で、独立して事務所を営んでいる者もいるようだが、今回はTax Preparerを多数雇用している税務専門法人を訪ねた。アメリカにおける所得税の確定申告期間は、原則として1月1日から4月15日となっており、訪問した税務専門法人はこの期間における就業者数は約40,000人に達するとのこと。ちなみに、タックスシーズン以外、4月16日から12月31日までの間は約1000人。この税務専門法人のアメリカにおける市場シェアは申告書を作成する納税者の数でみると1800万人を超える。アメリカ最大規模の税務専門法人でその事業所は10,000箇所におよび、アメリカだけでなくドイツ、フランス、イギリス、南アフリカ、香港、カナダと広範囲にわたっている。事業所は本社直営とフランチャイズによる事業所がある。タックスシーズンに雇用されるTax Preparerは季節労働者的な位置付けで、サラリーマンや教師の兼業であったり、主婦やリタイアした人々とのこと。また、現役の第一線を退いた弁護士も結構手伝いにくるとのこと。サンフランシスコにおける事業所はタックスシーズンには15箇所設置され、各事業所に配置されるTax Preparerは8名。一人あたり対応する納税者の数は個人差もあるが400~700人程度。主な仕事は個人の所得税の申告業務、ほとんどが還付申告。そのほか法人の申告業

務、相続、コンサルタント、ブックキーピングなど関連会社も多くある。報酬は1999年ベースで最低報酬54\$、2000年ベースで65\$の予定。タイムチャージは時間あたり60\$の請求。ディスカントはなし。コンピュータの利用状況は、業務の99%をコンピュータで処理し、ソフトウェアは100%自社開発によっている。E-file(電子申告)の利用率は65%であと5年以内には100%を目指している。ちなみにIRSは2008年までにはアメリカ全域でE-file(電子申告)100%としたいようです。

申告後の税務調査については社内のEnrolled Agentや常勤のTax Preparerが対応するそうですが、調査件数は非常に少なく、税務調査立会料は無料です。

インタビュー後の感想：今回訪問した税務専門法人は10年前に一度訪ねている、同じ事業所である。一番の変化は納税者との接客に際してパソコンの画面を見ながら申告書を作成できるようにデスクとパソコンの配置が工夫されている。納税者はその場でプリントアウトされた申告書の控えがもらえる。簡単な申告書ならば10~15分で、できてしまうという。また、移民の増加によりスペイン語や中国語が話せるTax Preparerは他と比べて高い報酬が支払われる。資格の更新には法定研修の受講が義務づけられている。Tax Preparerは年間24時間。Enrolled Agentは年間75時間。CPAは年間140時間。それぞれ多忙な中、時間のやりくりをして勉強しているという。今回、CPA事務所は大手のビッグファイブのひとつを訪問した。大手事務所の情報は広く知れ渡っているのでここでの報告は割愛する。ひとつ興味深いのは訪問した大手CPA事務所では近いうちに子会社としてAttorneyの事務所をつくる計画があるという。そこではクライアントから要請のある税務訴訟を中心に業務をすすめていくつもりとのこと。

アメリカの納税者の代理人たちは市場経済のなかでも一定のルールのもとコラボレーションとコンペティションをしている、そう感じた。

# 規制改革委員会の「業務独占資格制度調査票」 作成に関する要望書

日本税理士会連合会  
会長 森金次郎 殿  
サービス貿易自由化及び規制緩和対策室  
室長 春好幸雄 殿

平成11年9月16日  
全国青年税理士連盟  
会長 富田光彦

貴会におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日ごろは当連盟の活動に対して深いご理解を賜り、誠にありがとうございます。

さて、平成11年7月30日に行政改革推進本部の規制改革委員会より、「規制改革に関する論点公開」が公表されました。また現在、規制改革委員会は12月に予想されます「第二次見解」に向け関係各方面からの意見聴取を行っております。

貴会におかれましても、規制改革委員会が提示した「論点公開」のうち「資格制度の見直しの基準・視点①～⑯」の各項目について、「業務独占資格制度調査票」の作成を、9月30日を提出期限として依頼されているとうかがっております。

当連盟では9月16日に規制改革委員会に対し、「資格制度の見直しの基準・視点」について別紙の「規制改革に関する論点公開に対する意見書」を提出いたしました。

税理士は、税務の専門家として、独立公正な立場で、租税法主義の原則に基づき、納税者の代理人としての社会的使命を認識しつつ、国民のための税理士制度の維持・発展を目指すという立場から意見書を作成いたしました。

貴会におかれましても、当連盟の意見書の趣旨を十分おくみとりいただき、真に国民・納税者の信頼に応えられる税理士制度実現のための提言を、規制改革委員会になされますよう切に要望する次第であります。

## 規制改革委員会との懇談会

平成11年11月13日

全国青年税理士連盟 会長 富田光彦

○規制改革委員会・第5WG主査の田中一昭拓大教授との懇談

日時：平成11年10月22日 午前11時より12時

場所：青税事務局

出席者：（全青税）富田会長、倉林総務部長、徳田法対部長、宮川対策委員長

：（委員会）田中主査、田名邊調査員

### 懇談要旨

富田、倉林が全国青税の歴史や最近の活動を説明。田中教授は大変熱心に青税の組織や活動について質問をしました。また、他にどのような任意団体があるのか、という質問もありました。青税側が気持ち良く説明をしたところ、

【田中教授】

「どこでも任意団体というのは活発なんです。特に青年税理士の団体は良くやっていますね。

だから、日税連も任意団体にすることを提案しているんです。そうすれば皆さんと同じように活発になりますよ。登録はどこかですれば良く、入会は任意にした方が良いでしょう。」（一瞬のスキに直球を投げ込まれたような感じで、打ち返せなかった・・・）

宮川が、「規制緩和政策は国民が行政から独立して自立することを求めるのであるから、税理士制度



も行政からの独立を進めるべきである」との観点から、監督の問題と資格取得制度の問題認識の説明をしました。

【田中教授】

「監督の問題については程度問題であるので、どの辺が不都合であるかは良く教えてほしい」とのことでした。

さらに資格取得制度について、徳田が、全青税が作成した改訂版のパンフを示して説明しました。さらに倉林が、朝日新聞の天下り問題の記事を示して説明しました。

【田中教授】

「資格制度の問題は理解できるが、もっと業界内部やマスコミなどにアピールして声を大きくしなければだめだ。一般国民は理解していない。この問題を規制改革委員会に何とかしてもらおうという考えは甘い。」などと言っていました。また、「OBの能力がないとか、退職後の片手間程度の意識であるとかであれば、それほど仕事が出来ないだろうから、そのような存在があっても別に害はないのではないか」とも言っていました。

天下りについては、「公務員が営業行為をすることは法律違反だ。(規制改革とは異質の問題という意味か?)、2階建て・3階建ての問題

も分かるが、受け入れる企業がいるのであれば必要だからだろう。もし不必要なものを受け入れているのであれば、そういう企業は無駄な出費をしているのだから競争原理の中で負けていくのだから、そのうちなくなるだろう」と言っていました。

宮川が、「営利法人が税理士を雇用して税理士業務を行うことになると、税理士としての独立性が阻害されるので問題であると思うが・・・」と質問したことに対して、

【田中教授】

「雇用されているからといって独立性を保持出来ないようでは専門家ではない。例えば、病院経営者に言われたからといって、医師が子宮摘出手術を行うというようなことはないはず。雇用されていることによって独立性を失うような意思の弱い人は、そういうところに勤務してはいけない。」と言っていました。

強制入会制及び独立性に関連して、田名邊調査員から補足説明があり、「不動産鑑定士を置くことによって不動産鑑定業務は行えること。だからといって、不動産鑑定士の鑑定評価が専門家としての独立性がないということはないこと。不動産鑑定士会は任意入会であること。」などが説明されました。

#### ○鈴木良男規制改革委員会・委員長代理の講演及び質疑応答

日 時：平成11年10月22日 午後2時より4時

4時より30分間は田名邊調査員との質疑応答

場 所：渋谷東武ホテル

出席者：(全青税)東京、近畿、名古屋、神奈川、埼玉、千葉の各青税より、38名。

：(委員会)鈴木良男委員長代理、田名邊賢治調査員

#### 講演要旨

・17Pのレジュメ・資料が用意されていました。(おそらく田名邊氏作)

鈴木氏は81年の土光臨調の時に事務局(調査員)として出向したことが、規制改革との関わりのはじまりだそうです。

講演は、95年7月の行革委員会以降の流れの説

明にかなりの時間をかけました。

また91年から、法曹養成制度改革協議会のメンバーとなっていますが、この時から日弁連との議論に相当な不満を持っているらしく、(本人はこの協議会の5年間は不毛の5年間であったと言っています)、どのような提案をしても日弁連のかたくなな姿勢に阻まれて議論が前に進まなかったそうです。





鈴木氏の弁護士法72条問題に対する取り組みは、この経緯があるために、執念に近いものがありそうです。鈴木氏は規制緩和を、「競争を促進して経済を活性化させ、経済を大きくして国民生活にプラスしようとするものである。そこでは成功と失敗は隣り合わせで、何人かは成功し、何人かは失敗する。その成功した人の『あがき』の積み上げのなかで未来を築こうとすること」と規定していた。

規制緩和一般について強調したのは、次の2点です。

1. 規制緩和→競争活発→敗者の従業員の失業、という現象にそなえて、容易に転職が可能となるインフラ整備が必要。従って、雇用関係の規制緩和が必要であること。
2. 規制緩和→競争活発→紛争の増加→司法の役割増大、このために法曹の大幅増員が必要であること。

公的資格制度の規制緩和については、

業務独占資格は、ムラ社会を形成する。業務範囲を問題にすると資格者間の職域争いが起こることを指摘し、いずれも資格者は利用者国民の方を見ていない。と決めつけていました。

また、資格士業といえども産業であるのだから、競争原理を導入しなければならないこと。規制に慣らされ競争に慣れていない産業が競争にさらされると、極めて弱いこと。(長銀の例を引いて、金融機関がいかに競争に慣れていなかったか、また、競争が始まった今大変な苦しみをしていることを話していました)従って、税理士業界も今から競争の訓練をすべきであることを強調していました。そのための問題点として、強制入会制の見直しが必要であるとして、論点公開に関連したところでは、ほとんど強制入会の問題に集中した話になりました。

公認会計士協会のヒヤリングで、強制入会制に関連して、どのような場合に会員を処分するのがと尋ねたら、「会費未納者を処分する」ということだったが、この感覚は末期的症状である、と言っていました。

なお鈴木氏は、直ぐに任意入会制への移行が無理であれば、取りあえずは「複数会制」も検討する。

との発言もありました。この点について、宮川が田名邊氏に確認したところ、「本来は任意入会制とすべきであるが、百歩譲って考えた場合には、弁護士会のように、複数の会を設立させ選択入会させることも考える」という趣旨だそうです。

鈴木氏は、全青税の意見書は良く読んだが、我々と基本的な考え方の相違はない。と言いつつ、視点13(強制入会)、視点14(報酬規定)、法人制度のところは意見が違っていると指摘していました。

#### 講演後の質疑応答

##### 【宮川委員長】代表質問

税理士は今までムラ社会を作ってきた。また税理士は行政当局とのもたれ合いの中で仕事をしてきた。従って今後は行政からの独立が重要であるとの観点から、大蔵省による監督の問題と資格取得制度の2点について意見をうかがいたい。

##### 《鈴木委員長代理》

監督の問題については、行政が一挙手一投足まで口を出すのは行き過ぎである。不当な介入には訴訟を起こすというのも一つの方法ではないか。(との発言はあったが、この問題は強制加入の問題に議論が飛んでしまい、強制入会制がいかに競争を阻害しているかについて繰り返し主張されました。)

資格取得制度については、全青税がこの問題を最大関心事としていることは理解したので、重大な関心を持って検討します。

##### 【中江会員】(近畿)

イギリスでは専門家団体が税務の認定資格を出している。研修・研究とか税制改正のリサーチ等を行っているが、その団体(チャータード)も将来的には公的な資格になりたいと望んでいた。わが国の場合も税理士が国家資格である以上、その資格者に対して強制入会により自立的に研修・研究や税制改正のリサーチ等を行った方が良いと考えるが。

##### 《鈴木委員長代理》

自立的に、そういう団体が自然発生し、皆が自己の研鑽に励むという経緯は良いと思います。それが何で最後に権威にたどり着くのか、



強制入会でなければならないのかは疑問です。

【栗原会員】(埼玉)

税理士試験の免除制度についてですが、地方税等の行政事務経験者にも税理士資格が与えられるが、こうした制度は本当に納税者のためになるのかどうか、確立した意見を伺いたい。

《鈴木委員長代理》

確立した意見は少々無理です。勉強中です。一つのテクニカルな分野として重要だという認識はうけたまわっております。

【高垣会員】(神奈川)

学位による試験科目免除について伺います。現行は2つの学位により税理士試験の全科目が免除される規定になっています。学位と免除科目の関連性と、また大学院が税理士試験の回避の方法となっている現状をどうお考えですか。

《鈴木委員長代理》

学位と免除科目の関連性についてはおかしいと思います。なぜそうなったのか、そのことでどういう弊害があるのか、ないのか、今後検討して行きます。

【橋本会員】(東京)

法人制度の検討が新規の項目に入っているが、今後のスケジュールはどうなっているのか。全青税は税理士のみを出資者かつ業務執行者とする法人制度を検討すべきであると考えていますが、鈴木氏はどのような形態の法人を考えているか教えてください。

《鈴木委員長代理》

資格者の法人制度については、資格者の側から一様に資格者のみで法人を作るという主張がでてくるが、それでは法人のメリットが活かされない。

1. 資格は個人に与えられるという点が強調されすぎている。
2. 法人とは、法人の名において仕事を受注し、それを社員が行い、その効果は法人に帰属することであり、まったく株式会社と同じです。そこで問題となるのは、資格という個人が持っているものとのすりあわせの問題と、責任の問題がどうなるのか、という2つです。

3. 外国には数千人規模の法人がある。

4. 資格者個人が何人か集まってパートナーを作るという発想から法人を考えるという素朴な議論があるが、それでは「仲良しクラブ」に過ぎない。論点公開に書いた法人というのはそんなものではない。

5. 法人の役員を資格者に限定しない方が良い。経営者と資格者は別である方が良い。(医療法人の例を挙げて、強調していました)

このあたりで時間切れとなり、田名邊氏が残って質問を受けることとして、鈴木氏は退席しました。

田名邊氏との質疑応答

【中村会員】(千葉)

行政事務経験によって、税法試験のみならず会計学の試験までも免除になるのは納得できないのですが。

《田名邊調査員》

試験免除の件は、全青税の最大関心事であることは承知しているが、行政経験だけで資格を与えることはそれほど不合理ではないという考えがある。(例えば、現役裁判官に司法試験を受けさせても受からないが仕事は出来るではないか)

【織戸会員】(近畿)

朝日新聞にも行政経験出身者の天下り問題が出て来ているが。

《田名邊調査員》

天下り問題は、確かに問題だが、それが決め手にはならない。個別事例と考えています。OB全てがそうだとは言えないと思います。

【大野会員】(東京)

鈴木先生は、税理士業を他の産業と同様に考えておられたようだが、税理士業は他の営利企業とは違うという認識を持っているのですが。

《田名邊調査員》

士業の使命ということは当然理解されています。ですが、士業だから競争は必要ないのかということですが。



【宮川委員長】（東京）

強制入会が必要ないロジックとして、懲戒権がない団体には強制加入は必要ないという議論と、行政から独立させるべきだとう議論とでは空回りすると思うが。一つ確認ですが、強制入会に関して鈴木氏が「複数の会」と発言されたがそこをもう少し詳しくお話し下さい。

《田名邊調査員》

懲戒権の話の問題だけではないと思います。試験に合格し一定水準に達した人が特定の団体に入会しなければ仕事ができないという、参入規制としての問題の方が大きいと思います。

「複数の会」は、たとえば東京の弁護士会をイメージされていると思います。「一地域複数会」、あるいは「全国複数会」を念頭に置いていると思います。

【芥川会員】（東京）

税理士には法人だけでなく多くの個人の納税者もあり、市場の原理のみで考えた場合、税務援助などが切り捨てられるのではないかという危惧があるが。また、資格取得の公平さについてですが、税務職員は税金で資格取得の訓練を受けているような印象があり公平さを欠いているように感じるのだが。

《田名邊調査員》

それは、資格というよりも職務に必要な能力を与えられているのではないですか。

【宮川委員長】（東京）

法人化についての意見は、各委員共通の認識と考えてよいのか。

《田名邊調査員》

規制改革委員会の総意としては、推測ですが、株式会社を含んだ法人化というのが念頭にあると思います。あえて論点公開では書きませんでした。

【織戸会員】（近畿）

法人に雇用された税理士が、会社の営利迫及のために利用される危惧があるが。

《田名邊調査員》

資格制度を利用者の側から考えた場合、税務相談に慣れた人の方が良いということも考えら

れる。税理士法の業務目的に離れていなければ支障はないと考えます。

【徳永会員】（東京）

資格統合のことが議論されているかどうか。また国際公認会計士の相互乗り入れが視野に入っているかどうか。

《田名邊調査員》

資格統合のことは考えていません。外国資格の承認制度は考えているが、米国公認会計士の相互乗り入れといったことは現在考えていません。

【橋本会員】（東京）

法人制度は大体何時頃を目途にお考えですか。

《田名邊調査員》

今は弁護士が先行しており、税理士の法人についての検討時期としては、弁護士の法人が出来た後ということになるでしょう。

【宮川委員長】（東京）

私見でも結構ですが、税理士の出廷陳述権は取れるでしょうか？

《田名邊調査員》

「これから打席に入る選手に対してホームランが打てるか？」と聞いているようなもの。重要なのは、何故税理士に出廷陳述権が必要かという理屈、大義名分である。能力の問題は後で研修でもすればどうにかなると思います。

【芥川会員】（東京）

司法制度審議会が年末に論点公開を出すと報道されているが、それとの影響はあるのか。

《田名邊調査員》

規制改革委員会と司法制度改革審議会との関連については、同じ政府の機関であるから、全く違う見解が出ると関内不一致となり問題だが、それぞれが粛々と作業をするのみである。なお、司法制度改革審議会は、当面、法曹養成制度の方がメインであって、隣接職種との問題はその後ではないか。（つまり、規制改革委員会の方が先にやるということらしい・・・）

以上

# 安・近・簡 神戸でポン!

## 第33回神戸大会 実行委員長 毛利 恵行

昨年、時代の流れとともに全国大会のあり方を考えて行こうという議論が全青税の内部より起こりました。いったい全青税の全国大会はどうあるべきかというアンケートも取り、慎重に議論した結果、総会を中心に据え、遊びの部分をもっと少なくし、そしてもっと簡単にどの単位青税でも全国大会を開催できるようにしようという方向で一致しました。理想を言えば、オリンピックのように各単位青税が全国大会の誘致合戦を展開し合うくらいになるまで全国大会の誘致メリットを高めることでしょうか。昨年度の会長が所属する近畿青税が、敢えて全国大会を自ら変えて行こうとの意気込みで大会の誘致を申し出られました。

そこで全国大会実行委員会では、

①安い(大会参加費が10,000円ポッキリ)

②近い(交通アクセスが良い)

③簡素(簡単、質素but内容が豪華)

という3つのコンセプトを立案し、企画実行して行きます。



### 神戸大会のあらまし

開催日 西暦2000年8月5日(土)

会場 舞子ビラ(兵庫県神戸市有柄川宮別邸跡)

☆紺碧の瀬戸内海と雄大なパールフリッジ、  
緑豊かな松林に囲まれたシーサイドリゾート

参加費 大人10,000円

子供(中学生以下)5,000円

幼児(未就学児) 無料

講演会 講師:規制改革委員会委員長 宮内義彦氏(予定)

内容:規制緩和と税理士

☆私たちの業務に大きく関係するホットな情報が聴けます

交通手段 新幹線西明石駅下車JR普通に乗り換え

舞子駅まで10分徒歩5分

☞観光スポットの紹介は次号へとつづく

**MAIKO VILLA**  
Community  
Resort Hotel



全国青年税理士連盟

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12 代々木リビン 303

TEL03(3354)4162

FAX03(3354)4095